

令和7年12月吉日

認可外保育施設（ベビーシッター等）を開設されている方へ
（12月1日時点で川崎市に届出のある方に送付しております。）

令和7年度川崎市認可外保育施設（居宅訪問型）事業者に対する集団指導に係る講習実施について（通知）

このたび、川崎市では、市内の認可外保育施設（居宅訪問型）事業者に対し、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（こ成保第206号子ども家庭庁成育局長通知令和6年3月29日）に基づき、年1回以上行うこととする立入調査に代えて、事業所又は保育従事者を一定の場所に集め、講習により質の確保・向上を図ることを目的とした集団指導を実施することとなりました。

つきましては、下記のとおり講習会を開催しますので、認可外保育施設設置届を提出している全ての方（法人の方は、法人代表者もしくは事業所長の方）は御参加ください。詳細につきましては、別添の実施要項を御参照願います。

なお、本研修事業の運営は、川崎市から委託を受けて株式会社明日香が実施いたします。

また、認可外保育施設指導監督基準を満たすためには、毎年立入調査に代わる本講習の受講及び令和7年10月27日通知の運営状況の定期報告を提出していただき、かつ報告の内容が基準を満たしていることが必要となりますので、必ず御参加いただきますようお願いいたします。

記

1 実施方法・日時・場所等

回	日時	会場名	定員	
第1回	令和8年1月31日（土）	HOTEL ARU KSP （かながわサイエンスパーク）	50名	
第2回	令和8年2月10日（火）	9：45～16：15 （受付9：30～）	会館とどろき	90名
第3回	令和8年2月16日（月）		HOTEL ARU KSP （かながわサイエンスパーク）	50名
第4回	令和8年2月24日（火）	会館とどろき	90名	

2 研修内容（いずれの回も同じ内容で実施します）

- （1）事故予防に関すること
- （2）不適切な保育予防に関すること
- （3）居宅訪問型保育の内容に関すること
- （4）乳幼児を対象とした救命手当の実践

3 申込方法

同封しました「令和7年度川崎市認可外保育施設（居宅訪問型）事業者に対する集団指導に係る講習 実施要項」の「申込方法」をご確認の上、**令和8年1月6日（火）まで**にお申し込みください。

4 備考

本研修の詳細につきましては、同封いたしました「実施要項」をお読みください。

【本事業委託者】

川崎市子ども未来局保育・幼児教育部 保育第2課
TEL: 044-200-3128（平日8時30分～12時00分、13時00分～17時00分）

【本事業実施者】

株式会社明日香 研修担当 清水・吉田
TEL: 03-6912-0015 FAX: 03-6912-2077 E-mail: seminar-info@g-asuka.jp